

財務省財政制度等審議会における 「社会保障②」等の議論について

定例記者会見

令和7年11月12日
公益社団法人 日本医師会

国民皆保険制度について

日本医師会の考え方

必要かつ適切な医療は
保険診療により確保

公的保険の考え方

こういう考え方も一部にあるが

財務省等の考え方

大きなリスクは共助中心、
小さなリスクは自助中心

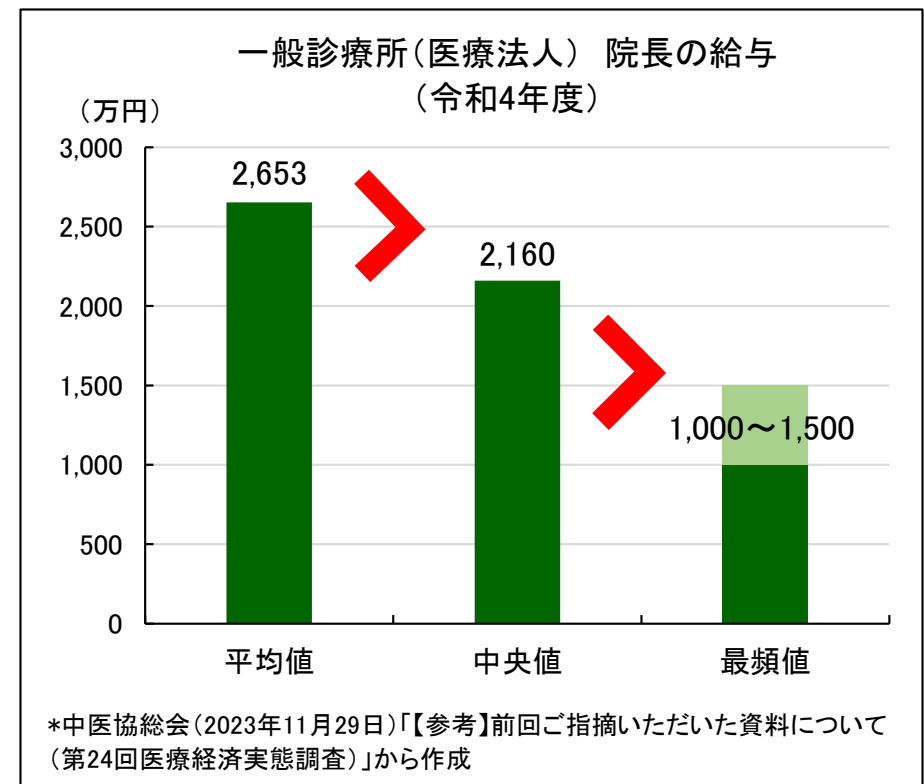
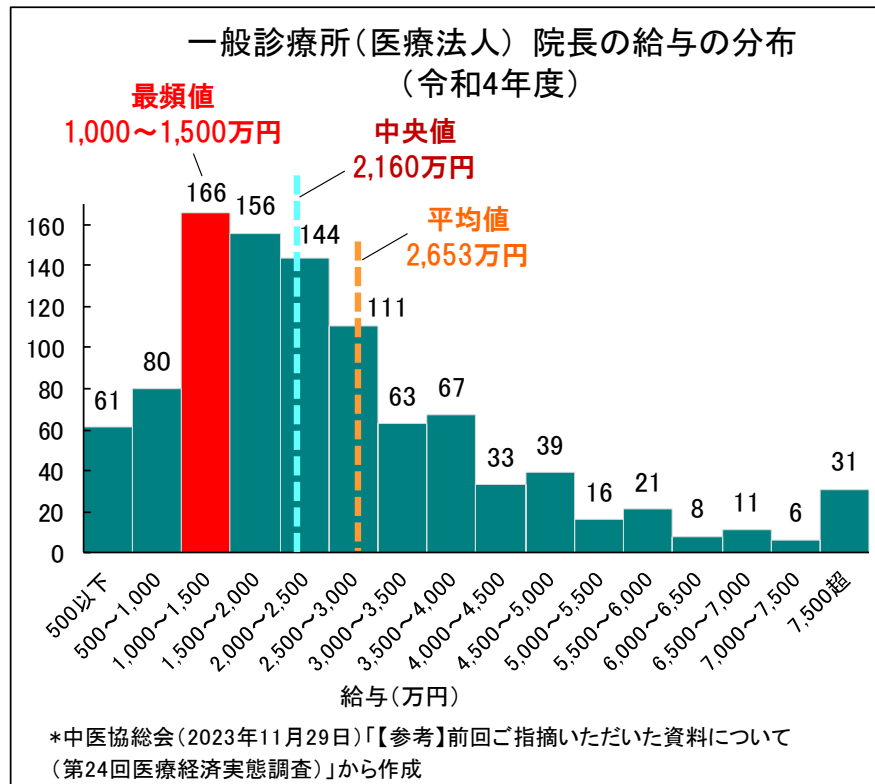
民間保険の考え方

医療は現金給付ではなく、現物給付である

(出所) 厚生労働大臣、規制改革担当大臣による「いわゆる「混合診療」問題に係る基本的合意」(平成16年12月15日)、
財務省財政制度等審議会財政制度分科会 資料「持続可能な社会保障制度の構築(財政各論Ⅱ)」(令和7年4月23日)21頁を基に作成

診療所の院長給与(医療法人)

- ・財務省は令和4年度の院長給与の平均値(2,653万円)を示しているが、実際には中央値でみると2,160万円と平均値よりも約500万円低く、さらに最頻値は1000万円～1500万円であり平均値の半分程度であった。分布に偏りがあることを踏まえ、実態を正確に把握するためには、平均値ではなく中央値と最頻値を重視すべきである。
- ・院長は、診療だけでなく経営上の全責任を負っており、仮に経営が困窮した場合には、連帯保証人として個人財産を投入してでも返済に対応する責任がある。特に小規模の医療機関では、院長は、医療安全の確保から、人材の確保、人事・労務、福利厚生、広報、設備の修繕・更新にいたるまで、院内のあらゆることに対応している。



病院・診療所の収益に対する費用構造

財務省資料に
日本医師会が加筆

そもそも財務省が示したデータは、インフレにより経営が苦しくなる以前の診療報酬改定前のものであり、現在の苦しい医療機関経営の実態を全く示していない。

いずれも人件費（給与費等）が全体の約5割を占めている。医療法人立では13.7%、個人立では32.8%に達する。

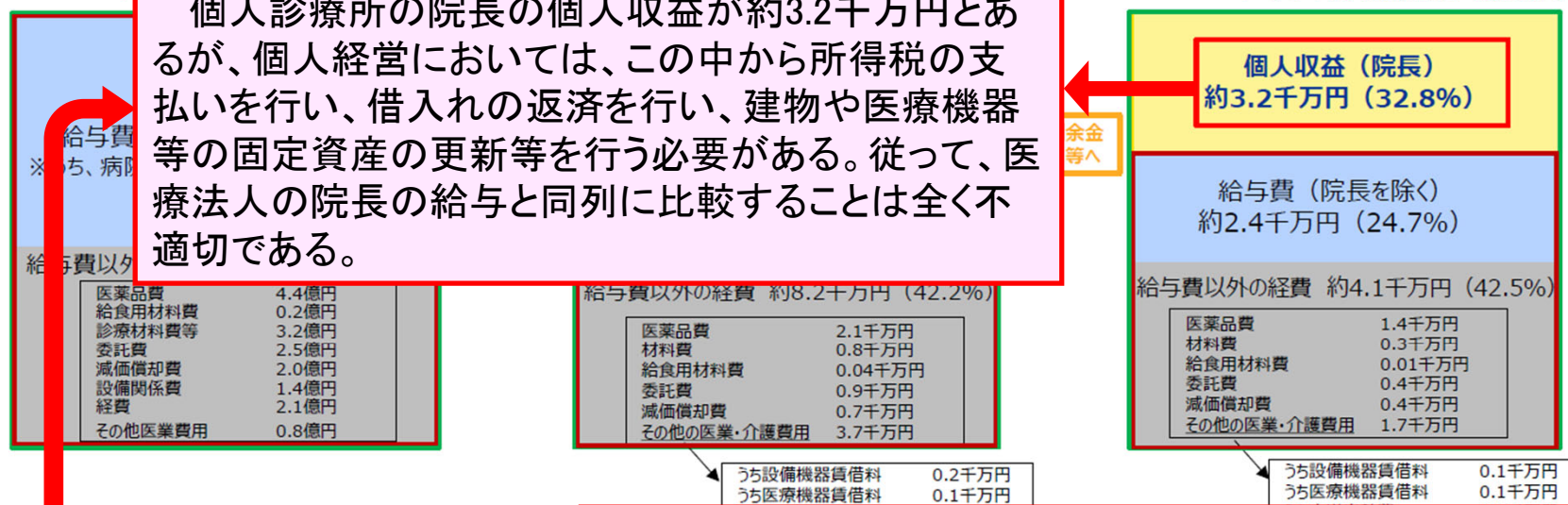
医療法人

診療所全体の約45%)
約1.7億円
(対収益 約90%)

診療所（個人）

(診療所全体の約37%)
平均の年間経費総額 約6.5千万円
(対収益 約67%)

平均の年間収益総額 約1億円



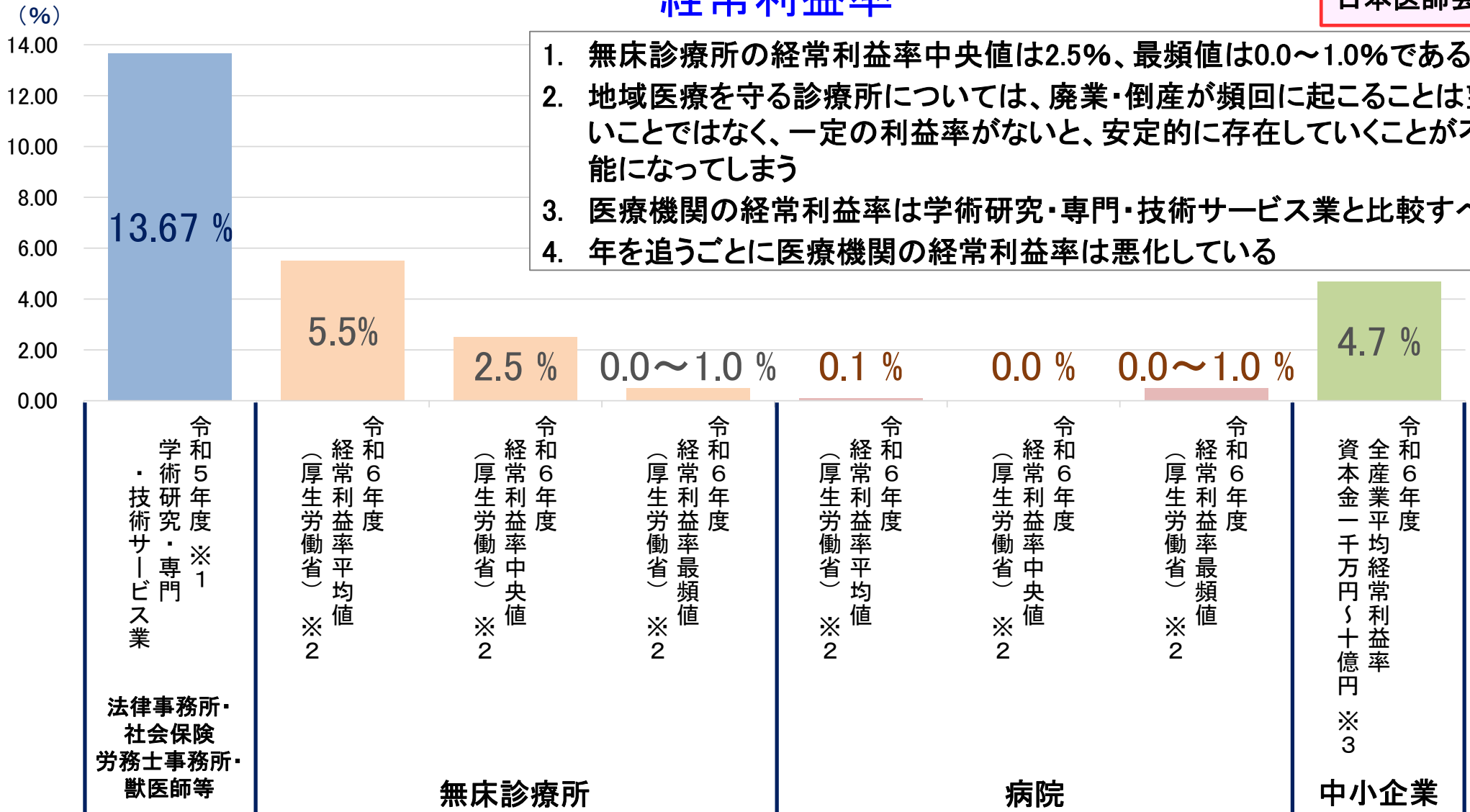
収益には、「今はなき」新型コロナウイルス感染症関連の補助金が含まれる。

- 厚生労働省「第24回医療経済実態調査報告」2022年（度）（以下、単に「医療実調報告2022」という。）に基づき財務省作成。数字はいずれも1施設あたり。病院は「集計1」、診療所は「集計2」。
- (1) 括弧書きは収益全体に占める割合。収益には、新型コロナウイルス感染症関連の補助金が含まれる。
- (2) 給与費には、職員の給料・賞与のほか、退職金、法定福利費等が含まれている。
- (3) 病院長、一般診療所（医療法人）の院長の給与は、医療実調報告2022における「職種別常勤職員1人平均給与年（度）額等」における、病院長及び院長に係る平均給料年（度）額及び賞与の合計額。
- 注4) 一般診療所（個人）の「個人収益（院長）」には、建物、設備について現存物の価値以上の改善を行うための内部資金に充てられる部分が存在する場合もある。
- 注5) 一般診療所における「その他の医業・介護費用」には、福利厚生費、消耗品費、光熱水費、賃借料、事業税、固定資産税等、支払利息、雑費等が含まれる。
- 注6) 診療所全体に対する医療法人立及び個人立の診療所の割合について、これら以外に「その他」の類型があるため、合計が100%にならない。

経常利益率

日本医師会の主張

1. 無床診療所の経常利益率中央値は2.5%、最頻値は0.0～1.0%である
2. 地域医療を守る診療所については、廃業・倒産が頻回に起こることは望ましいことではなく、一定の利益率がないと、安定的に存在していくことが不可能になってしまう
3. 医療機関の経常利益率は学術研究・専門・技術サービス業と比較すべき
4. 年を追うごとに医療機関の経常利益率は悪化している



(出所) ※1 中小企業庁「中小企業実態基本調査(令和5年度決算確報)」(令和7年7月30日)※2 厚生労働省 第120回社会保障審議会医療部会(令和7年10月27日)資料2-2「医療法人の経営状況(R7.8月末時点速報版)」※3 財務省「年次別法人企業統計調査(令和6年度)」(令和7年9月1日)

医療法人 令和5年度・6年度における病院・診療所の経常利益率(二期連続)

厚生労働省資料

WAM NET(福祉医療機構)で公表されたMCDBを活用した分析

経常利益率		病院	無床診療所	有床診療所
N数 (N/医療法人立施設)		1,275 (22.7%)	8,357 (19.2%)	604 (14.8%)
令和5年度 【R5.8.1~R6.3.31の 間に決算を迎えた 施設】	平均値	1.6%	9.2%	5.2%
	中央値	1.5%	6.4%	2.6%
	最頻値	1.0~2.0%	0.0~1.0%	2.0~3.0%
令和6年度 【R6.4.1~R7.3.31の 間に決算を迎えた 施設】 ※令和7年8月末収集時点の 速報値	平均値	0.1%	5.5%	3.8%
	中央値	0.0%	2.5%	1.2%
	最頻値	0.0~1.0%	0.0~1.0%	1.0~2.0%

※医療法人経営情報データベースシステム(MCDB)における、施設別の経営情報を医政局にて集計。
令和5年度と6年度の両年度でMCDBの提出のある病院・診療所が対象。
(出所)厚生労働省「第120回社会保障審議会医療部会」(令和7年10月27日)資料より作成

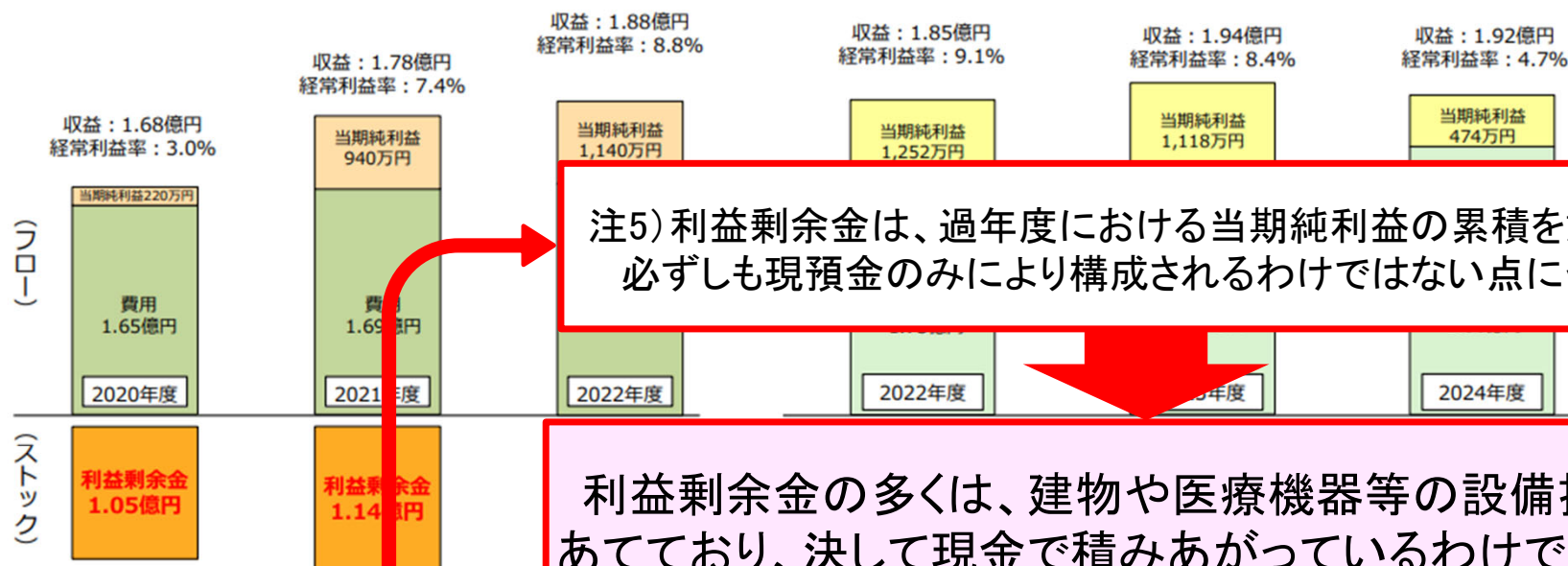
(参考) 2022年度から2024年度の診療所の財務分析 (財務省機動的調査)

財務省資料に
日本医師会が加筆

- 2023年度に続き、2025年度においても、全国の財務局において機動的調査を実施。無床診療所を経営する医療法人について、利益剰余金が高水準で維持されていることが確認された。

参考：2023年11月1日財政制度等審議会資料を一部編集
各医療法人における事業報告書等（許可病床数0床の18,207法人）
を基に財務省において集計（1医療法人あたり）

各医療法人における事業報告書等（許可病床数0床の23,565法人）
を基に財務省において集計（1医療法人あたり）



- (注1) 2023年度調査の結果：各都道府県等が公表している事業報告書等を基に、2020事業年度分のデータが全て揃う法人について集計。38都道府県から2023年9月中旬までに入手した21,939法人を対象。
- (注2) 2025年度調査の結果：各都道府県等が公表している事業報告書等を基に、2022事業年度から2024事業年度の医療法人の経営状況等を調査したもの（全都道府県について、3事業年度分のデータが全て揃う法人について集計）。47都道府県から2025年9月下旬までに入手した28,154法人を対象。
- (注3) 上記の収益・費用は損益計算書における本来業務及び附帯業務の事業収益・事業費用の合計値。
- (注4) 診療コストを加味して設定された新型コロナウイルスの診療報酬上の特別措置を含むものであり、平時の医療提供体制への移行は、収益・費用の双方に影響する。
- (注5) 利益剰余金は、過年度における当期純利益の累積を意味し、必ずしも現預金のみにより構成されるわけではない点に留意。
- (注6) 調査対象法人に所有される介護施設等の収益・費用も含まれている。